

「杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会」

報告書

平成18年3月

杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会

報告にあたり

杉並区はひとり親家庭の自立支援施策の検討会を設定し、その作業を進めるに当たって、次のような二つの大きな特徴がありました。

第一は検討会の議論を深めるために、杉並区のひとり親家庭の実態を捉え、利用者のニーズ調査を実施したことです。さらに当事者の直接の声を策定に反映したいとの意図から、区の広報誌を用いて「ひとり親家庭の皆さまの声を聞く会を設定するので、どなたでもお集まりください」との呼び掛けを行い、話し合いの機会を持った事です。検討委員のメンバーのうち、当事者団体から参加した委員が司会を務め、直接話し合いをすることが出来たことは大変有意義でありました。当日保育室を設けたことから、小さな子どもさんを連れて参加してくださったお母さんのお声は切実であり、具体的にどんな問題に直面しておられるか、どんな対応を求めておられるかを聞かせていただく機会となり、自立支援検討会の議論を深めることができました。

第二はひとり親家庭の自立支援を図るためには、様々な側面から検討する必要があるとの観点から、各種相談事業、児童扶養手当、児童育成手当、医療費助成、ホームヘルプサービス、各種貸付事業など従来行ってきた支援事業に加えてより一層自立を促進してゆくために、新たな支援策について課題を整理することから、検討を始めることといたしました。

その為に、従来のひとり親家庭の担当部署を超えて、庁内のひとり親家庭の支援に関わりのある担当者の出席を求め、協働のテーブルについて共に議論する機会が得られたことです。

こうした手順を経て議論を重ねたことにより、例えばひとり親に関する相談体制に関してもしても福祉事務所、こども家庭支援センター、男女平等推進センター等バラバラに相談が行われていたり、母子家庭の相談は母子自立支援員が福祉事務所に配置されているが、父子家庭の相談は何処にゆけばよいのかなども、役所内では連絡を取り役割分担、協働作業を進めるに留まらず区民に、はっきりわかりトータルな相談機能をもった窓口づくりの必要性が見えてきました。風通し良い体制づくりが急がれます。

さらに、施策の4本柱として提案している次の点はニーズ調査、当事者との話し合いの中から取り上げられ、議論が重点的に進められた点であります。

1 相談体制の充実

- 2 子育て支援・生活の場の整備
- 3 就業への支援
- 4 経済的支援

一つ一つのご家庭がその人らしく父として、母として、男性として、女性として、またその家庭の子どもとして、社会の子どもとして生き生きと暮らしてゆくために、より総合化した新たな支援策について、課題を整理することから検討を始め、本報告書に盛り込まれた提案となりました。

最後に付言しておきたいことは、DVなどの被害に遭っておられ、世間に知られたくないためになかなか制度を利用しにくい環境にある母子・父子世帯が多くあること、いわれのない差別を身近な人から受けておられる家庭があることの指摘が当事者の発言にありました。今、家族の多様化の時代にあって、ひとり親、再婚家族など様々な家族がその家族らしく地域で豊かに共に支え合って暮らすことが求められています。

平成18年3月

杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会
会長 山崎 美貴子

目 次

1	はじめに-----	1
2	ひとり親家庭の現状とニーズ-----	1
3	今後のひとり親家庭施策推進のあり方-----	3
4	自立支援を充実するために-----	6
	（1）相談体制充実-----	6
	（2）子育て支援・生活の場の整備-----	7
	（3）就業への支援-----	8
	（4）経済的な支援-----	8
5	終わりに-----	9
	資料1 杉並区ひとり親家庭アンケート調査(概要版).....	10
	資料2 あらたな「ひとり親家庭に対する相談・支援体制」.....	15
	資料3 「ひとり親家庭に対する相談・支援体制」段階対応.....	16
	参考資料	
	杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会検討経過.....	17
	杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会設置要綱.....	18
	杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会委員名簿.....	19

1. はじめに

近年の離婚件数の急増に伴い、全国のひとり親家庭は「全国母子世帯調査（平成15年11月現在）」の推計によると、5年前に比べ母子世帯は約28.3%の増、父子世帯は6.4%の増となっています。杉並においてもひとり親家庭を対象とする児童育成手当や児童扶養手当の受給世帯の動向をみると増加傾向にあります。

- * 平成17年3月末で児童育成手当は2,785世帯、母子家庭を対象とする児童扶養手当は1,895世帯で平成13年と比較すると、児童育成手当は、308世帯(12%)、児童扶養手当は、339世帯(21%)の増となっています。いずれも、受給には所得制限があり、ひとり親世帯の全体数は把握できませんが、手当の受給世帯は増加傾向にあります。

ひとり親家庭の親はひとりで子育てと、就業により生計を成り立たせるというふたつの役割を担わなければなりません。ひとり親になった直後から経済的、社会的、精神的に不安定な状況におかれがちで住居、収入、養育などの面で様々な課題を抱えています。

こうした中、杉並区では、ひとり親家庭の生活の安定と向上を図り、ひとり親家庭が地域の中で安心して豊かに暮らしていくための自立支援策について総合的に検討するために、「ひとり親家庭自立支援施策検討会」(会長 保健福祉大学保健福祉学部長 山崎美貴子)を設置しました。

本検討会は杉並区におけるひとり親家庭の自立支援施策について平成17年6月より計7回の検討を重ねてきました。検討にあたっては、アンケート調査や座談会をおこない、当事者の現状やニーズを把握するよう努めました。国や都が示している施策や、NPO等との協働も視野に入れ区独自に取り組むべき有効な支援策について検討を行ないました。

2. ひとり親家庭の現状とニーズ

(1) アンケート調査結果から

ひとり親家庭の自立支援施策の検討にあたり、区内の20歳未満の子をもつひとり親世帯から無作為に抽出した1500世帯を対象にアンケート調査を実施し区内のひとり親家庭の暮らしの実態と要望等の把握に努めました。その結果次のような状況が明らかになりました。(回収数611(40.7%) 内有効数424)

資料(1)アンケート調査概要版参照

- ・【就業】 母子家庭は83.9%が就業しており、そのうち正社員が49.4%、アルバイト・パート等は38.4%となっています。父子家庭は95.5%が就業しており、正社員が72.2%でアルバイト・パート等は7.0%となっています。
- ・【年間収入】 母子家庭では、200万円未満(34.6%)、200～300万円未満(28.5%)で200万円未満がもっとも多く、父子家庭では、200万円未満(8.9%)、200～300万円未満(8.9%)で600万円以上(40.0%)が最も多くなっています。
- ・【悩みや困りごと】 母子家庭では、住宅(67.5%)、生活費(62.8%)、仕事(51.2%)となっており、父子家庭では、家事全般(46.7%)、仕事(42.2%)生活費・保育(33.3%)となっています。
- ・【区の支援策】 母子家庭では、子どもの進学・就職への支援(44.9%)、公営住宅への入居(42.2%)、病児保育(29.6%)、支援施策の情報提供(26.4%)の順でした。父子家庭では、支援施策の情報提供(46.7%)子どもの進学・就職への支援(40.0%)、公営住宅の入居(31.3%)、病児保育(28.9%)となっています。
- ・ 自由意見欄には各種手当額の拡大・基準緩和、保育施設入所、公的住宅への入居、とともに、ひとり親家庭の児童の心のケアやひとり親家庭に理解のある社会づくり等についての意見や要望が寄せられました。

(2) ひとり親家庭座談会での主な意見

ひとり親家庭を対象に座談会を実施したところ、17名の当事者の方の参加がありました。その中で主に以下のような意見がだされました。

- ・ ひとり親になった直後の、生活の激変する時期が精神的にも経済的にも最も困った。なにを、どこに相談したらいいのかもわからない状態だった。その頃にどういった援助があるか親身になって相談に乗ってくれるところがほしかった。
- ・ 当日配布された「東京都ひとり親家庭のしおり」を初めて見た。支援の制度で知らないことが多いと思った。また相談相手として同じ悩みを持つ当事者同士のつながりやグループ作りをしたい
- ・ その人その人で必要とするものが違うので個々の状況に応じた支援をしてほしい。また、区の様々な窓口に行くのではなく、1箇所に必要な支援施策をひとつのパッ

- ・ 父子のひとり親家庭への支援施策が乏しい。父子家庭に対する偏見が強い。相談場所や情報提供とともに父子家庭になった直後に家事全般の支援が必要。
- ・ 実家に同居させてもらっているが、近所の目もあり住みづらい。一間のアパートでもいいと思って探しても母子家庭ということで貸してくれない。住宅の斡旋、家賃の補助、保証人がいない人の支援がほしい。
- ・ 就業について、パート等で収入も低く不安定なので、安定した収入を得るために資格取得等でキャリアアップを図りたい。しかし、子どもの保育や学費、生活費の問題などで、現実には難しい。
- ・ ひとり親家庭にとって、こどもの状況で仕事をやめざるを得ないこともあり、手当があることで救われた。児童扶養手当の減額は生活を支えていくうえで厳しい。

3. 今後のひとり親家庭施策推進のあり方

杉並区におけるひとり親家庭の支援施策は、児童扶養手当等の手当の支給、医療費助成、ホームヘルプサービス、母子福祉資金貸付等、多岐に渡り、複数の所管課により実施しています。しかし、これまで「ひとり親家庭の自立支援」という切り口での総合的な検討は不十分でした。本検討会では、各所管で個別に進めている施策について検討し、今後のひとり親家庭施策推進のあり方について課題を整理しました。

(1) 相談体制の充実

ひとり親家庭の相談は現在、福祉事務所や子ども家庭センターおよび男女平等推進センターなどで、個別にに応じています。全体の計画調整を統括する所管が明確でなく、ひとり親家庭になった前後から自立までの総合的、継続的な支援をコーディネートする相談体制が確立されていません。

また、父子家庭への支援という視点が弱く、父子家庭についてはどこに相談したらよいのか分かりにくい状態です。父子家庭を含めたひとり親家庭が気軽に相談できる相談窓口を明確にしていく必要があります。

さらに、相談窓口は出来る限りひとつの場所に機能を集中することで総合相談窓口として機能強化し区民にわかりやすくするとともに、そこを中心にして関係機関のネットワークづくりをして総合的な支援をしていくことが重要です。1箇所に相談にいけばひとり親への支援内容をバックにして案内してくれるような体制が求められます。設置場所としてはひとり親への福祉は子育てという観点で児童福祉担当

れます。設置場所としてはひとり親への福祉は子育てという観点で児童福祉担当部門に総合相談窓口を配置することが望ましいと思われま

ひとり親家庭は地域の中で孤立しがちです。不安な気持ちは他の人の経験を聞くことで救われる場合が多く、当事者同士が相談相手となってピアカウンセリングができるようなグループづくりへの支援も必要です。またひとり親家庭に自立支援施策が十分周知されていない状況があります。離婚前の、別居期間中から相談できる家庭相談等のPRを含め施策が活用されるように、ひとり親家庭への情報の周知方法や、夜間や休日の相談体制を充実させることも必要があります。

養育費については、アンケートによると、受け取っている世帯は、全体の2割に満たず、取り決めは口頭によるものが3割程度です。養育費は親としての義務であることの周知や養育費確保のノウハウや取り決め方法に関する相談の充実を図ることが必要です。

(2) 父子家庭への支援の充実

ひとり親家庭への施策はこれまで母子家庭を中心にすすめられてきました。そのため、母子家庭と比べると父子家庭を対象とする施策は限られたものとなっています。今後、父子家庭への支援施策の充実や父子家庭に向けて、利用できる既存施策の周知を図っていくことが必要です。

また、福祉事務所に「母子自立支援員」が配置されひとり親家庭の相談に応じていますが、「ひとり親家庭相談員」というような名称にするなどの父子家庭が相談しやすくなるような配慮も必要です。

父子家庭は家事育児に不慣れな場合が多く、ひとり親家庭になったとたん生活が混乱状態になりがちです。家事の負担感は相当大きく子どもを施設等にいれざるをえない状況になる場合もあります。そのため、父子家庭になった直後から6ヶ月程度の期間に重点的に家事援助等の支援をし父子家庭の生活の安定を図ることが重要です。

(3) 生活支援施策の充実

乳幼児をかかえるひとり親家庭にとって、生計を支えるための就業と子育てを両立させるためには保育所への入所を含めた、保育サービスの充実も切実な問題です。特に認証保育所に預けた場合の保育料への助成や仕事を継続していくための病後児保育や病児保育に対する要望が高くなっています。現在、保育所等の入所児童を対象とした病後児保育施設は、区内に一箇所ありますが、送迎の問題などを含め利用しやすい環境にありません。また、ひとり親家庭のホームヘルプサービスについては、急な子どもの病気や残業など緊急時の利用がしづらい状況があり

住宅に関しては区内には民間の母子生活支援施設が2箇所あり、最長2年を限度として40世帯が利用しています。生活費に占める住宅費の負担は大きく、施設の退所後や施設を利用しない場合も含め、公営住宅への入居の要望も切実です。また、民間賃貸アパートに入居する際に、不動産の情報提供や保証人がいない場合の新たな支援策が望まれます。

(4) 就労支援の強化

ひとり親の就業相談については、これまでハローワークへの案内等にとどまり専門的な取り組みは十分にはされてきませんでした。ひとり親家庭が経済的に自立した生活を維持・確立するために就業支援施策の強化を図る必要があります。就業支援にあたっては、ひとり親になった直後の心のケアにも配慮するとともに、きめ細やかな就業支援や、より安定した収入をえられるように資格・技能習得等のキャリアアップを図る支援も必要です。

特に乳幼児を抱えた状態にあっては、勤務場所や勤務時間が限定されるとともに、子どもの傷病時に仕事を休まざるをえず、子育てと両立できる労働環境が整備された仕事に就くことは、相当な困難な現状にあるといえます。就業支援するにあたっては、子育てや生活に配慮した支援をきめ細やかに行うとともに、勤務先である企業に対しても、ひとり親家庭への理解や協力を得られるような取り組みが必要です

(5) ひとり親家庭への理解の促進

ひとり親家庭に対してもすると特別な家庭というような見方をされ、そのため、ひとり親家庭の親や子が傷ついたり辛い思いをする状況があります。ライフスタイルのひとつとしてひとり親家庭を受け止め支援していくような社会の理解の促進がもめられます。

(6) 経済的支援

経済的な支援として、児童扶養手当、児童育成手当、乳幼児医療の助成等がありますが、各種手当の拡充や支給要件の拡大は、要望として非常に高いものがあります。また、所得状況にかかわらず、父子家庭は児童扶養手当の対象外となっていますが母子家庭と同様に経済的支援の対象としてほしいとの要望もあります。経済的な支援策は、広域的に実施すべきものであり、国において十分検討されることを望みます。

支援策として望むこととして「子どもの進学・就職への支援」があがっていますが、母子家庭を対象とした母子福祉資金貸付制度があります。進学支援のひとつとし

て有効な進学費用の貸付等制度の周知を図ることが必要です。

(7) 総合的な施策推進体制の構築

ひとり親家庭の自立支援といっても、それぞれひとり親家庭は個別に状況は異なります。ともすると、自立＝就業という経済的自立という一面的な視点での支援ととらえがちですが、自立支援にあたっては、就業のみに特化した支援ではなく、それぞれの事情や段階に応じた総合的な支援が重要です。自立支援にあたっては、ひとり親になったことで傷ついている心を癒し自信を回復することを第一にするなど、生活全般の支援を含めて総合的かつ継続的な支援体制を構築することが大切です。

4. 自立支援を充実するために

「ひとり親家庭の個別的な事情や段階に応じた総合的、継続的な、きめ細やかな支援体制の充実」をひとり親家庭の自立支援の基本的な考え方として具体的な支援施策の検討をおこないました。

以下、今後、充実すべきと思われる支援施策を 相談体制の充実 子育て支援・生活の場の整備 就労支援 経済的支援 の4本の柱に整理し提言します。特に総合的、継続的な支援を行うためのコーディネート機能を強化した相談体制の充実、緊急時にも対応できるホームヘルプサービスの充実、自立支援プログラム策定員の配置によるきめ細やかな就業支援について重点的に取り組まれることを望みます。

具体的な支援策 (新規施策)

1 相談体制の充実

事業	内容及び方向性
ひとり親家庭相談窓口の充実	父子家庭を含めたひとり親家庭からの様々な相談に対して迅速かつ的確に対応するため、相談機能をできる限り1箇所に集約し、コーディネート機能を備えた専門的かつ統括的な体制を整備し、相談事業全体の充実を図ることが必要である。「子ども家庭支援センター」で実施されている「子どもと家庭に関する総合相談」に、「ひとり親家庭相談」を明確に位置づけ他部署とのコーディネートを行うことについて体制を含め検討する。 また、ひとり親家庭の就労形態を考慮し、休日や夜間の相談の実施について、メールによる相談やNPO等との協働等を含め検討する。

養育費取り決めの法律相談及びPR	男女平等推進センターの法律相談を活用し、ひとり親家庭になる直前直後の養育費の取り決めに関するノウハウや、不払い時の対応などの相談を受ける。養育費取り決めの重要性を周知するため、ポスター作製や区広報を活用、戸籍の取扱い窓口等において周知を図る。
自主グループ支援	活動の場の提供や、NPO 団体等と協働して、講座の開催や運営支援等により、ひとり親家庭の当事者同士の自主グループづくりを支援する。
ひとり親支援制度の周知	ひとり親家庭の支援制度について情報を提供するため、区の相談窓口や支援施策をまとめて案内するリーフレット「(仮称)ひとり親になった方へ」の作成と配布を行う。また、広報・ホームページなどをより一層活用し、制度の周知充実を図る。

2 子育て支援・生活の場の整備

事業	内容及び方向性
保育所入所	待機児ゼロをめざす定員増や保育施設の増などの取り組みを進め、ひとり親家庭の保育所入所待機児童の解消が早期に図れることを望む。
病後児(病児)保育	子どもが病気の時、また病後で集団保育ができないときの保育の実施は、仕事を続けて行くために必須であるとの要望が強い。制度として現行制度の拡充を区で検討中であるがひとり親家庭にとっても使いやすい制度にする。
ひとり親家庭ホームヘルプサービス制度の充実	今後、急な残業や子どもの病気など、緊急時にも対応できるよう、ベビーシッターの派遣なども含め、より使いやすく拡充していく。派遣者については看護師や保健師の資格を持った者とするなど、病後児に対する健康面での相当な配慮が必要。
民間賃貸住宅への入居時支援	民間賃貸住宅に入居するための保証人に困るひとり親のために、保証サービス会社と協定を結び、保証金を契約時に支払うことで保証を受ける債務保証サービスや不動産業者と提携し、民間賃貸住宅の情報提供等入居時支援を行う。
区営住宅への優先入居	公営住宅への入居を望む声が多い今後、都営住宅の区移管計画の見直しに併せて優先的な入所の検討が望まれる。
ひとり親家庭休養ホームの充実	ひとり親家庭に休養とレクリエーションの機会を提供する休養ホーム事業の充実のため、新たに日帰り施設(遊園地)と契約するとともに、施設の増を図る。
母子生活支援施設の整備	区内施設の老朽化等による建替の際には施設機能の検討を行い充実を図っていく。 ・緊急一時保護・トワイライトスティの機能 ・地域との交流の場等

3 就業への支援

事業	内容及び方向性
母子自立支援プログラム策定事業の実施	母子家庭の母の就業支援を強化するため、新たに、母子自立支援プログラム策定員を配置し職業訓練や求職活動等、自立支援プログラムにより、きめ細やかな支援をおこなう。また、就職後の相談等継続的な支援が必要である。
母子家庭高等技能訓練促進費事業の実施	資格取得を促進するために修業期間の最後の3分の一に相当する期間に月額10万3千円、12カ月を限度として支給する事業を新たに実施する。 訓練期間1/3 を経過後の支給では利用しづらいとの声があり、将来的には支給の前倒しなど使いやすくしていく必要がある。技能習得開始当初は生活資金貸付の案内し活用がはかれるようにする。
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業の拡充	母子家庭の母が教育訓練を受講後、経費の40%を支給する事業。16年度より実施しているが対象となる講習の種類を増やすなど使いやすく拡充する。
就業支援事業の周知・活用	一般区民向けに行われている就職相談・就業支援セミナー・就職面接会等、区の実業支援事業についてひとり親家庭にも周知し活用を図る。

4 経済的な支援

事業	内容及び方向性
ひとり親家庭対象手当、医療費助成制度の充実	手当や医療費助成などの経済的な支援策は、広域的に実施すべきものであり国において十分検討されることを望む。 申請受付などの手続きについては、現在でも、時間外であっても柔軟に対応しているが、より一層、ひとり親家庭の利便を図れるよう、さらに検討が必要である。
母子福祉資金貸付の周知	母子家庭に対する、生活資金・転宅資金・就学資金など13種の貸付金制度である。特に進学資金では母が保証人となって子ども本人への貸付が可能となった。住宅の確保・起業・進学など、ひとり親家庭が生活の転換期に選択肢を広げることができるよう、一層、制度の周知を図っていく必要がある。

また、これまで各所管で、個別に取り組んでいた施策をつないでコーディネートしていくために具体的な支援施策や関連する部署を一覧にした「あらたな、ひとり親家庭に対する相談支援体制」にまとめました。相談窓口として福祉事務所と子ども家庭支援センターが位置づけてありますが、今後、総合相談窓口を明確にするとともにそれぞれの役割を明確にして連携した支援のしくみづくりが期待されます。

(資料 2)

さらに、ひとり親家庭の個別の事情や段階に応じたきめ細やかな支援を進めるために自立支援施策を段階的、時系列的に示すことで支援する側や、支援される側にとってもわかりやすくする観点から、「ひとり親家庭に対する相談・支援体制」段階対応図にまとめました。（資料 3）

5. 終わりに

時代の変化の中で、特にライフスタイルの変化によって、ひとり親家庭は多様化する家族形態のひとつの形となっています。そうした中、ひとり親家庭の多くの人達は、自分で困難を切り開き自立していく“力”そのものは、潜在的に持ち得ているものと考えます。杉並区などの自治体は、その“力”が存分に発揮できるよう、ひとり親となる直前直後の混乱期などの必要な時期において、適切な方法で、きめ細やかな支援をおこないひとり親が自ら自立に向けて歩きだすための後押しするような施策を行なっていくことが大切です。それが、身近な自治体における、ひとり親家庭に対する真の意味での自立支援の姿であるべきだと考えます

また、この報告書で提案した方向と内容で施策を推進するにあたっては、定期的な検証と施策内容の見直しが必要です。そのためには、関係部署や関係機関の担当者や責任者を交えた内部的な連絡会等を設置して、報告や見直しをおこなうことが、有効な支援策を実現させるために大切なこととなります。

さらに、杉並区が単独で、これらの「ひとり親家庭施策」を実施し、また推進していくことは、不可能です。当然、関連する区外の関係機関、そして、NPO 団体などとの協働のもと、施策の展開に向けた積極的な取組みが、図られることをおおいに期待します。

杉並区ひとり親家庭アンケート調査(概要版)

調査の目的

本調査は、ひとり親家庭の暮らしの実態や悩み・要望等を把握するとともに、新たに策定する支援策の基礎資料を得ることを目的とした。

調査方法等

- ・ 調査の対象者： 杉並区に居住するひとり親家庭の中から、無作為に抽出した 1,500 世帯
 - * ひとり親家庭とは、住民基本台帳上、父又は母が配偶者のいない世帯主で 20 才未満の児童がいる世帯（同居の親族がいる世帯も含む）
- ・ 調査方法： 郵送による配布、回収（調査委託機関： 第一航業株式会社）

発送数	1,500
回収数	611 (40.7%)
内有効数	424 (28.3%)
対象ではなかったもの	187 (12.5%)
注：配偶者が単身赴任している、外国人である、事実婚である場合などによる。	

- ・ 調査期間： 平成 17 年 7 月 29 日～8 月 19 日

ひとり親家庭の動向

近年離婚率が高まる傾向にあり、全国的にはひとり親家庭も増加していると推測されるが、過去の国勢調査における杉並区の 18 歳未満の子と同居するひとり親家庭数はむしろ減少している。

離婚件数、離婚率の推移

	離婚件数		離婚率(人口千対)	
	東京都	杉並区	東京都	杉並区
昭和 58 年	19,548	604	1.66	1.1
昭和 63 年	16,884	735	1.41	1.4
平成 5 年	21,114	849	1.78	1.6
平成 10 年	25,685	972	2.16	1.9
平成 11 年	26,375	937	2.21	1.8
平成 12 年	27,032	1,000	2.24	1.8
平成 13 年	28,593	1,016	2.35	2.0
平成 14 年	28,780	1,016	2.34	2.0
平成 15 年	28,211	1,013	2.28	2.0
平成 16 年	27,123	980	2.24	1.9

人口動態統計(厚生労働省)
離婚率：離婚件数÷人口×1,000
人口は、各年 10 月 1 日推計人口を使用。

ひとり親世帯の推移(杉並区)

	平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年	
	父子家庭	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭	母子家庭
一般世帯合計	244,245		244,595		267,206	
ひとり親と子ども (0～18 歳未満)世帯	439	3,151	384	2,995	348	3,009
	3,590		3,379		3,357	
比率(%)	1.47		1.38		1.26	

国勢調査報告(総務庁統計局)

注；父子家庭は「男親と子どもから成る世帯」、母子家庭は「女親と子どもから成る世帯」を使用。

調査結果

1.【あなたのご家庭について】

(1) 回答世帯数

母子・父子家庭の比率

	母子家庭	父子家庭	合計
世帯数	379	45	424
割合 (%)	89.4	10.6	100.0

母子・父子家庭の平均年齢は、それぞれ女性 42.5 歳、男性 47.4 歳となっている。

(2) 世帯構成

子どもの状況

子どもの数の平均は、母子家庭 1.5 人、父子家庭 1.6 人である。

(3) ひとり親になった理由

母子家庭は離婚が 64.1%、死別が 18.5%、父子家庭は離婚が 60.0%、死別が 31.1%、全体では離婚が 63.7%、死別が 19.8%となっている。父子家庭では死別の割合が高くなっている。

2.【悩みや困りごとについて】

日常生活の悩みと困りごとの順位

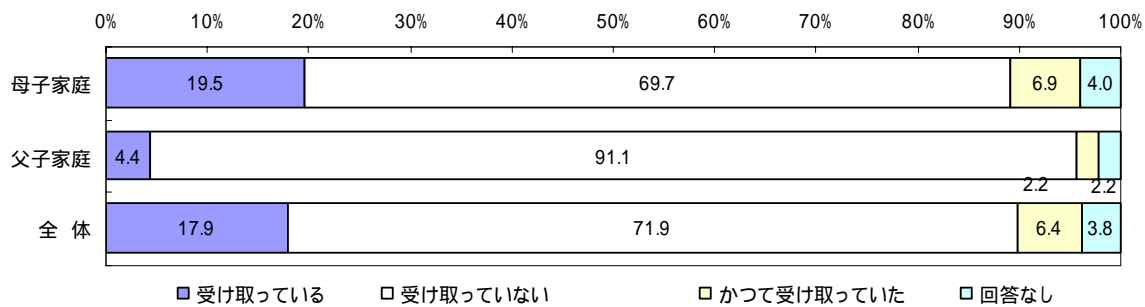
	1 位	2 位	3 位	4 位
母子家庭(現在)	住宅 (67.7%)	生活費(63.0%)	仕事(51.3%)	健康 (36.8%)
母子家庭(過去)	生活費(27.0%)	仕事 (24.1%)	保育 (19.0%)	住宅 (18.0%)
父子家庭(現在)	家事 (46.7%)	仕事 (42.2%)	生活費 (33.3%)・保育 (33.3%)	
父子家庭(過去)	保育 (28.9%)	仕事 (17.8%)	家事 (15.6%)・生活費 (15.6%)	

注) 過去はひとり親になった当時

悩みの相談相手として、全体で「友人・知人」64.9%など、身近な人が多い。

3.【養育費について】

養育費を受け取っているか



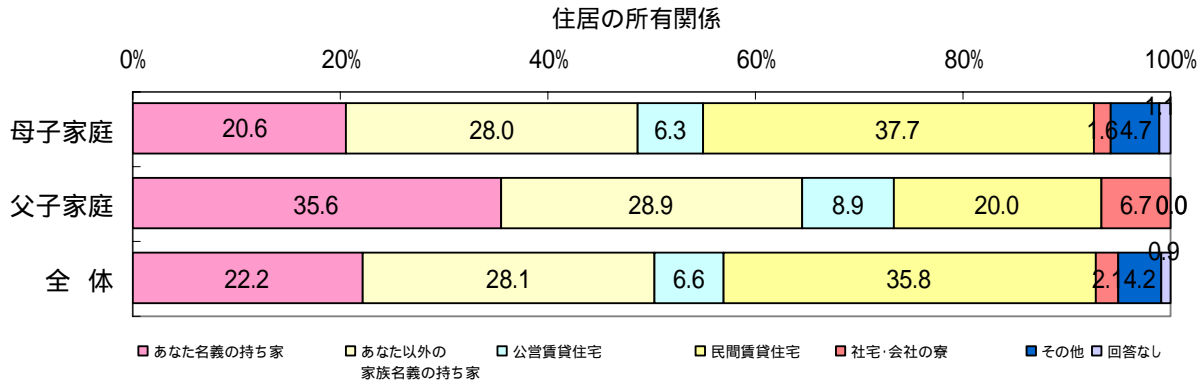
回答者数

母子家庭 = 379

父子家庭 = 45

養育費を受け取っている母子家庭の 6 割強が公正証書、家裁が作る調書等で取り決めている。

4.【住居について】



回答者数
母子家庭 = 378 父子家庭 = 43

5.【収入の状況について】

母子家庭では、年収 200～250 万円の世帯が 16.9%と最も多く、250 万円未満の世帯が全体の 5 割を占めている。父子家庭では、600 万円以上が 4 割を超えている。

6.【仕事について】

(1) 仕事をしているか

仕事をしている世帯は、母子家庭 83.9%、父子家庭 95.5%である。

(2) 就業者

職種

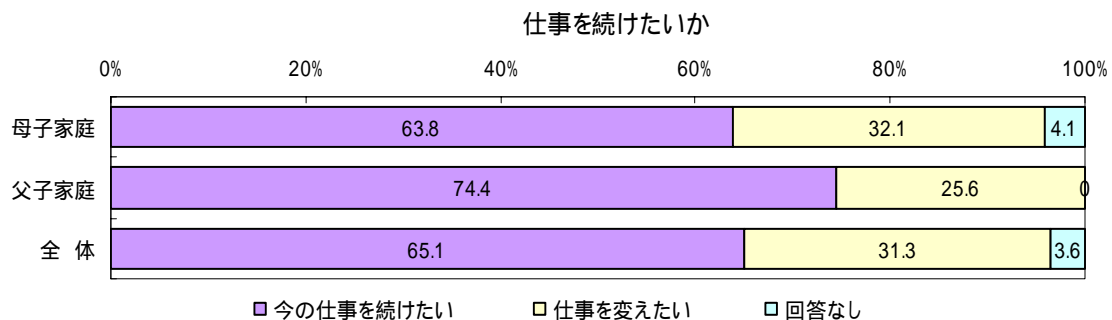
上位の職種

	1 位	2 位	3 位	4 位
母子家庭	事務 (37.1%)	専門・技術(24.8%)	サービス (14.8%)	営業・販売 (7.5%)
父子家庭	専門・技術 (34.9%)	管理 (18.6%)	営業・販売 (16.3%)	サービス (16.3%)

雇用形態

「正社員」として働いている世帯の割合は、母子家庭 49.4%、父子家庭 72.1%である。また「アルバイト、パート」と「派遣・契約職員」を合わせた割合は、母子家庭 38.4%、父子家庭 9.3%となっている。

就業の意向



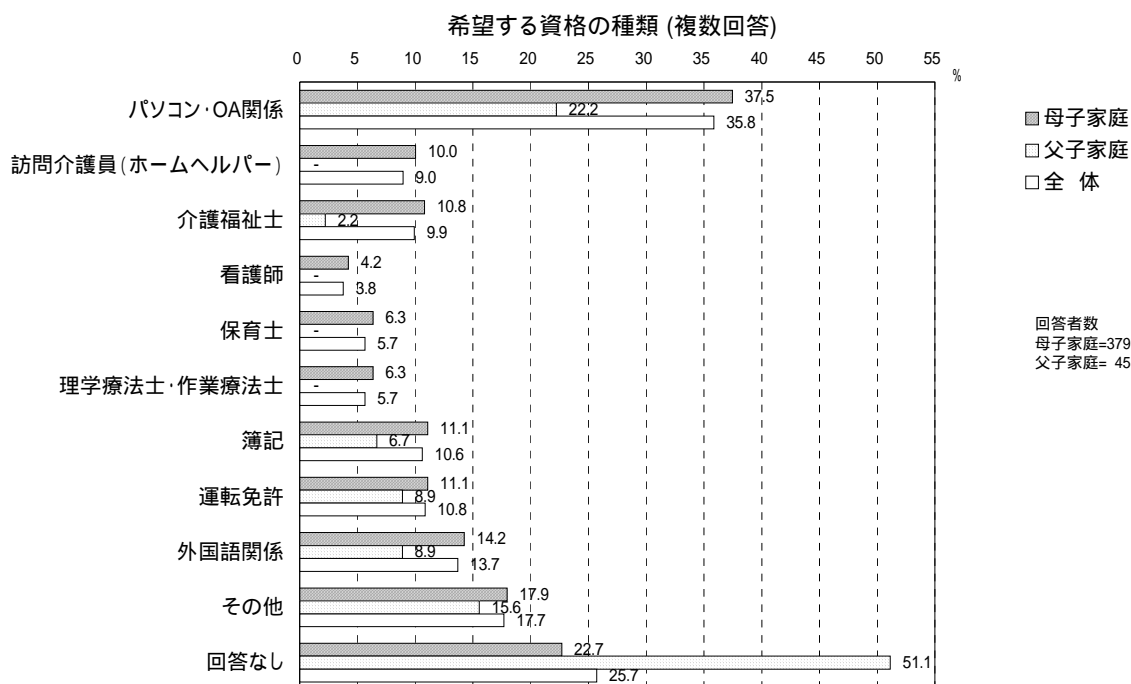
回答者数
母子家庭 = 318 父子家庭 = 43

仕事を变えたい理由

母子・父子家庭ともに「収入がよくない」が第一位となっている(母子家庭 60.8%、父子家庭 45.5%)。父子家庭では、第二位が「仕事の内容」「職場環境」36.4%となっている。

(3) 資格取得

母子家庭の78.3%が「取りたいと思う」意向を示しているが、その66.0%は「時間」「お金」の余裕がないと答えている。



7.【子どもの状況について】

(1) 働いている間の子供の過ごし方 (小学校4年まで)

母子家庭では、「保育園・幼稚園・学童クラブ」が66.0%、次いで「同居の親族」が22.2%である。父子家庭では、「保育園・幼稚園・学童クラブ」「同居の親族」が同率で40.0%となっている。

(2) 子どもが病気になった時の対応

母子、父子家庭ともに「自分が仕事を休む」が1位で母子家庭68.6%、父子家庭72.19%、2位が「親族が見る」で母子家庭34.6%、父子家庭39.5%となっている。

(3) 子育てをするうえで、困ったり、悩んだりしていること

母子、父子家庭ともに、「教育・進学」「しつけ」が多く、次いで母子家庭で「健康」、父子家庭で「食事・栄養」となっている。(複数回答)

8.【その他】

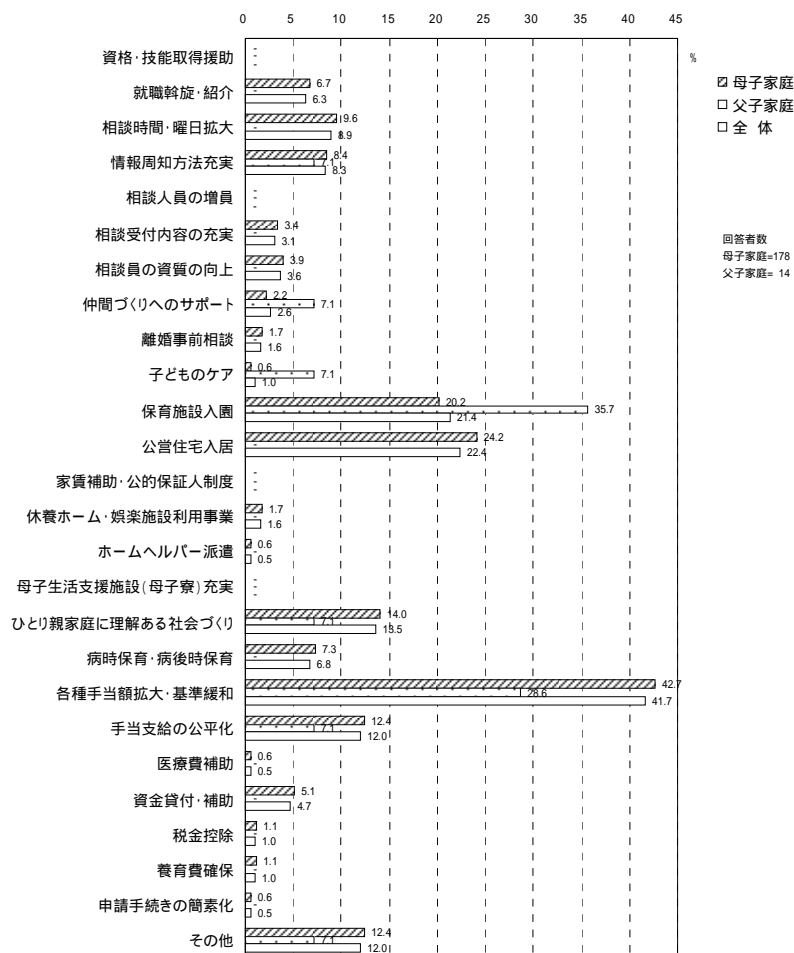
(1) ひとり親家庭への支援について、必要と思われるもの。

必要と思われる支援(上位)

	1位	2位	3位	4位
母子家庭	進学・就職(44.9%)	公営住宅(42.2%)	病時保育(29.6%)	情報提供(26.4%)
父子家庭	情報提供(46.7%)	進学・就職(40.0%)	公営住宅(31.1%)	病時保育(28.9%)

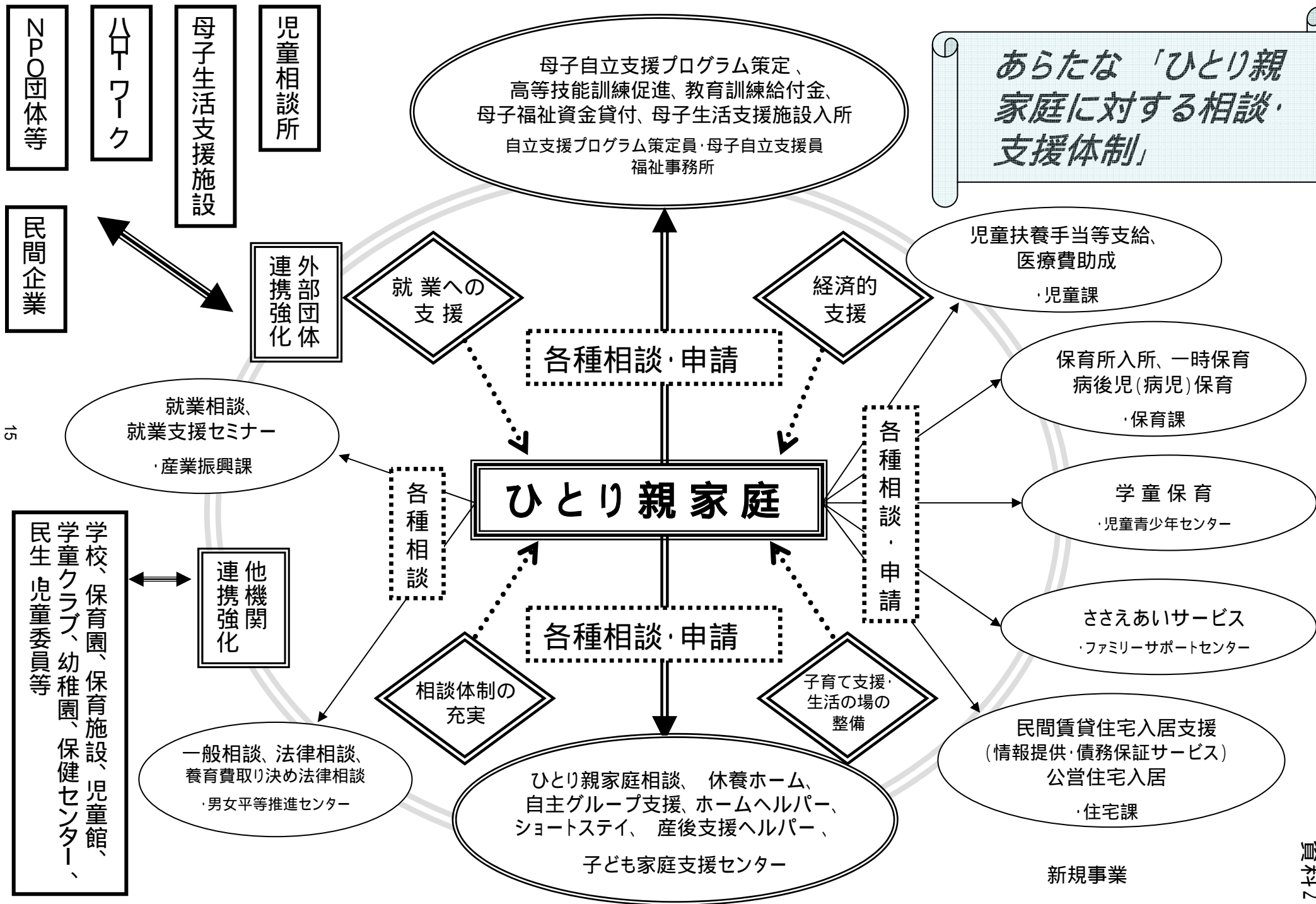
(2) ひとり親家庭への支援について、ご意見・ご要望(自由意見)

自由意見(重複あり)



自由意見の回答者は母子家庭 178、父子家庭 14、全体で 192。

あらたな「ひとり親家庭に対する相談・支援体制」



「ひとり親家庭に対する相談・支援体制」段階対応図

ひとり親になる前の相談

【離婚を考えているが】

- 養育費を取り決めたい
- 親権・監護権・面接権を取り決めたい
- 年金等社会保障関係・財産分与・慰謝料を取り決めたい
- ひとり親が利用できる制度を知りたい
- 別居をしたいが
- 配偶者等の暴力から逃れたい

経験者から学びたい

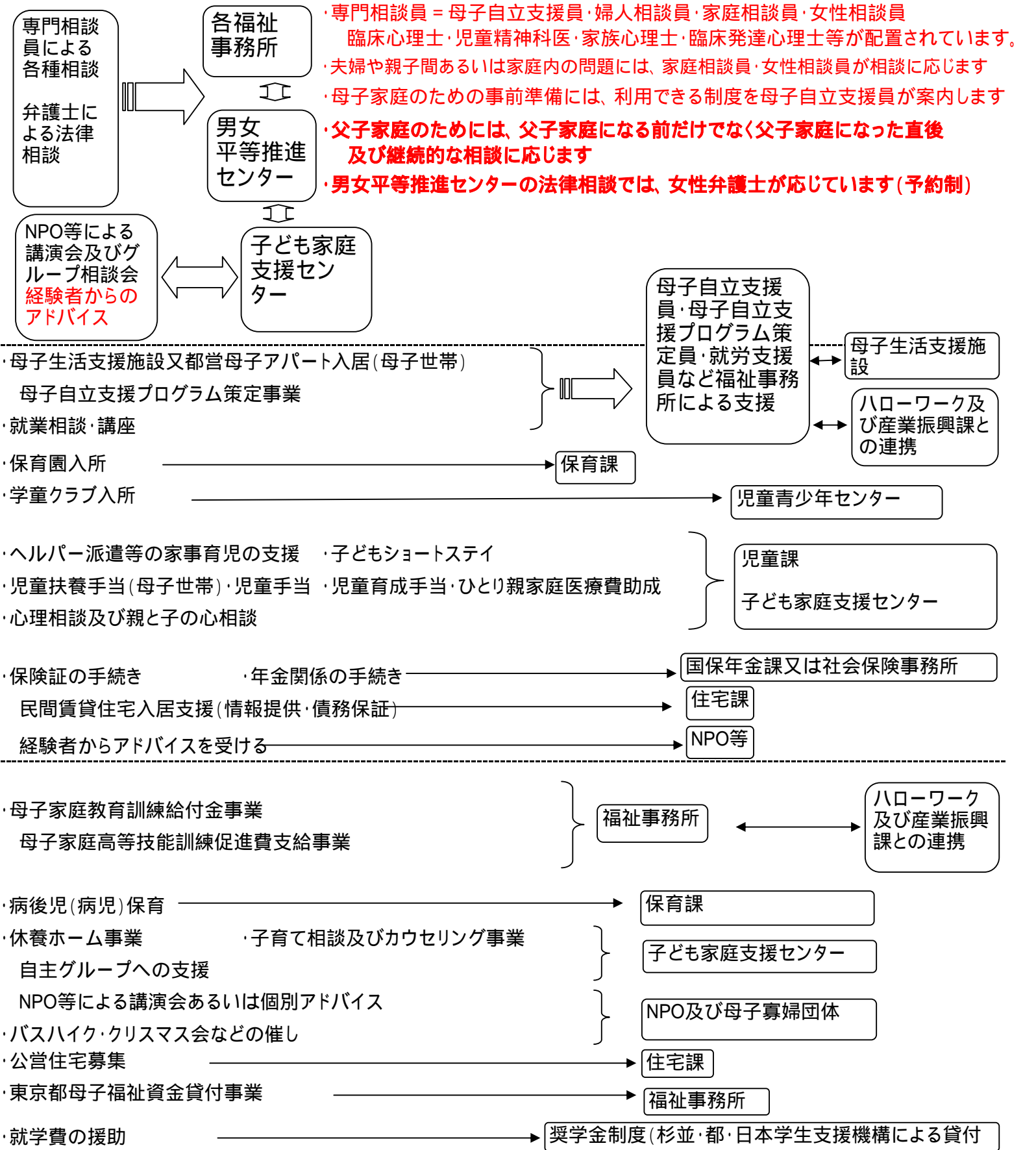
ひとり親となった直後相談

- 子どもと住む住宅に困る
- 仕事に就きたい
- 子どもを預けたい
- 家事・育児が大変
- ひとり親になり不安
- 手当てや医療費助成を受けるには

ひとり親世帯の安定した生活をさらに充実させるために

- キャリアアップを図りたい・資格を取りたい
- 技術を身につけたい
- 子育てについて相談したい
- 親子で遊びに行きたい
- 仲間を知り、交流したい
- 公営住宅に申込みたい
- 子どもを進学させたい
- 教育費を軽減してほしい

ひとり親家庭相談
各相談世帯の状況に合わせた緊急対応
必要に応じたきめの細かいサービスのコーディネート



新規事業

杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会 検討経過

	月日	議題
第1回	平成17年6月2日	杉並区におけるひとり親家庭施策の現状 各関係機関、団体のひとり親家庭への取り組み
第2回	平成17年7月15日	ひとり親家庭アンケート調査について ひとり親家庭座談会について 自立支援施策の検討 ア子育て支援・生活の場の整備 イ経済的支援
第3回	平成17年8月10日	自立支援施策の検討 ア就業支援 イ相談体制の充実
座談会	平成17年8月22日 (あんさんぶる荻窪)	・ひとり親家庭当事者による座談会 出席者17名
第4回	平成17年9月22日	自立支援施策の検討
第5回	平成17年11月14日	自立支援施策の検討
第6回	平成17年12月8日	報告書(素案)について
第7回	平成18年1月26日	報告書作成

杉並区ひとり親家庭自立支援施策

検討会設置要綱

〔平成 17 年 5 月 24 日〕
〔17 杉並第 12995 号〕

（目的）

第 1 条 ひとり親家庭の自立支援の仕組みを構築し、ひとり親家庭の自立支援策を一層効果的に推進するため、杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 検討会は、次の事項について検討する。

- （ 1 ） ひとり親家庭の自立支援施策に関すること。
- （ 2 ） ひとり親家庭の自立支援等に関する基礎資料の収集に関すること。
- （ 3 ） その他ひとり親家庭の自立支援施策の推進に関すること。

（構成）

第 3 条 検討会の委員は、区長が委嘱又は任命する、次に掲げる職域及び地域団体等の代表者をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|-----|
| （ 1 ） 学識経験者 | 2 名 |
| （ 2 ） 母子生活支援施設 | 1 名 |
| （ 3 ） 母子活動に関わる特定非営利活動法人 | 1 名 |
| （ 4 ） 杉並区主任児童委員 | 1 名 |
| （ 5 ） 新宿公共職業安定所 | 1 名 |
| （ 6 ） 東京都杉並児童相談所 | 1 名 |
| （ 7 ） 保健福祉部管理課長 | |
| （ 8 ） 保健福祉部児童課長 | |
| （ 9 ） 保健福祉部福祉事務所長 | |

（会議）

第 4 条 検討会に会長、副会長を置く。

2 検討会は、会長が招集し、議事を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する

4 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

5 検討会は、公開とする。ただし、検討会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（庶務）

第 5 条 検討会の庶務は、保健福祉部管理課、児童課及び福祉事務所において処理する。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めのない事項は、その都度検討会に諮り協議する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

この要綱は、区長への報告をもって廃止する。

委 員 名 簿

役 職	氏 名	
委 員	山崎 美貴子	神奈川県立保健福祉大学教授
委 員	福山 和女	ルーテル学院大学教授
委 員	石川 宜子	サンライズ武蔵野所長
委 員	赤石 千衣子	NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
委 員	熊木 正博	新宿公共職業安定所職業相談第一部門統括職業指導官
委 員	畑下 美由紀	東京都杉並児童相談所児童福祉担当係長
委 員	古田 信子	杉並区主任児童委員
委 員	長田 斎	杉並区保健福祉部管理課長
委 員	田中 徹	杉並区保健福祉部児童課長
委 員	青木 則昭	杉並区保健福祉部東福祉事務所長

敬称略

杉並区ひとり親家庭自立支援施策検討会報告書

登録印刷物番号

17 - 0185

平成18年3月発行

発行 杉並区保健福祉部管理課

〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南1 - 15 - 1

TEL03 - 3312 - 2111 (代)

古紙100%の再生紙を使用しています。